

令和3年度狩猟者登録事務実施要領

1 期日・場所

地区	期日	時間	場所	登録者の住所
西村山	10/ 5 (火)	10:00~12:00	村山総合支庁西村山地域振興局 東棟 203 会議室 寒河江市大字西根字石川西 355	寒河江市、河北町
	10/ 6 (水)	13:00~15:00		西川町、朝日町、大江町
北村山	10/ 7 (木)	10:00~12:00	村山総合支庁北村山地域振興局 102 会議室 村山市楯岡笛田 4-5-1	午前：尾花沢市、大石田町、午後：村山市
	10/ 8 (金)	13:00~15:00		東根市
東南村山	10/11 (月)	9:00~12:00	村山総合支庁本庁舎 3階 301 会議室 山形市鉄砲町 2-19-68	山形市、中山町、山辺町
	10/13 (水)	13:00~16:00		午前：上山市、午後：天童市

2 提出書類(1) 狩猟者登録申請書 (登録する種別ごとに必要です)

※申請書は総合支庁本・分庁舎で配布。(猟友会員は猟友会から送付。)

(2) 写真 2 枚 (3.0cm×2.4cm のもの、申請書用と登録証用です)

※申請前 6 か月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入してください。

(3) 狩猟災害共済事業被共済者証又はハンター保険加入証 (原本の提示 又は コピーの添付)

(4) 銃所持許可証 (原本の提示 又は 顔写真のページのコピーの添付)

※第 1 種又は第 2 種銃猟の登録する者のみ

(5) 狩猟免状 (原本の提示 又は コピーの添付)

(6) 狩猟税減免関係書類 (該当者のみ)

・ 県民税の所得割を納付することを要しない旨の市町村長の証明書 (狩猟用)

ただし、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する方で農林水産業に従事している者にあつては、市町村長の証明書と農林水産業に従事していることを明らかにした書面。

・ 対象鳥獣捕獲員であることを確認できる書類 (コピーの添付) …Ⅲの該当者

市町村長より交付された実施隊員の辞令書など

・ 過去 1 年以内に有害鳥獣捕獲に従事したことを確認できる書類 (コピーの添付) …Ⅱの該当者

従事者証の写しに参加した年月日と活動内容を手書きしたものなど

3 登録手数料 (県証紙 1,800 円) (登録する種別ごとに必要です)

4 狩 猟 税 (現金)

種別	I 通常登録	II 有害鳥獣捕獲実施者又は従事者	III 対象鳥獣捕獲員
第 1 種銃猟	16,500円 〔11,000円〕	8,200円 〔5,500円〕	課税免除
わな猟・網猟 (それぞれ)	8,200円 〔5,500円〕	4,100円 〔2,700円〕	課税免除
第 2 種銃猟	5,500円	2,700円	課税免除

〔 〕 当該年度の県民税の所得割を納付することを要しない者のうち、次のいずれかに該当する者

(1) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者

(2) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、かつ農林水産業に従事している者

(3) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者